



## 介護保険料について

介護保険とは、介護を必要とする方や介護している方々を、家族だけで支えるのではなく、社会全体で支え合おうとする制度です。要介護等の認定を受けた方が利用限度額内であれば、利用料の1～3割の負担で介護サービスを受けることができます。

### 介護保険料はどうやって納めるの？

介護保険料の納め方は、40歳～64歳の方と、65歳以上の方で異なります。

#### ◇40歳～64歳までの方

加入している医療保険によって、決め方、納め方が異なります。

##### 国民健康保険に加入している方

国民健康保険税の中に介護保険分が含まれており、世帯主の方が納めます。

##### 職場の医療保険に加入している方

給与及び賞与から徴収されます。40歳～64歳の被扶養者の方は介護保険料を個別に納める必要はありません。

#### ◇65歳以上の方

65歳以上の方は、医療保険料の中に介護保険料が含まれなくなります。その代わりに、医療保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。

### 納める介護保険料は？

介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。たつの市ではご本人の所得や世帯の状況を考慮し、65歳以上の方の介護保険料を1～10の段階に分けて設定しています。

#### 別表 令和4年度 介護保険料

所得段階	所得要件等	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護被保護者	0.30	1,710円	20,520円
	高齢福祉年金受給者			
	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	2,850円	34,200円
第3段階	第1・2段階以外の方	0.70	3,990円	47,880円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,130円	61,560円
第5段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	5,700円 (基準額)	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840円	82,080円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,410円	88,920円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,550円	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	9,690円	116,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	9,975円	119,700円

### 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割（負担割合証に記載された割合が3割である場合は4割）になる措置がとられます。

- ▶ 高年福祉課 (☎64・3155)、▶ 地域振興課 (☎75・0253)、▶ 地域振興課 (☎72・2523)
- ▶ 地域振興課 (☎322・1451)



## 国民健康保険被保険者証について

### 8月から国民健康保険被保険者証が切り替わります

被保険者証の更新は8月1日です。7月末日までに新しい被保険者証（うす紫色）を送付します。

#### 有効期限 令和5年7月31日まで

※ただし満70歳になられる方は誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）、満75歳になられる方は誕生日の前日まで

#### 簡易書留郵便でお届けします

世帯全員分をまとめて世帯主宛に郵送します。また、次のものを同封していますので、必要に応じてご使用ください。

- ジェネリック医薬品（後発医薬品）希望シール
- 被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄の保護シール
- 小冊子「国保と健康のしおり」
- ※保険税が未納の世帯には別途通知します。

#### 転出後も引き続き、たつの市の国民健康保険に加入する学生、施設入所者等の方へ

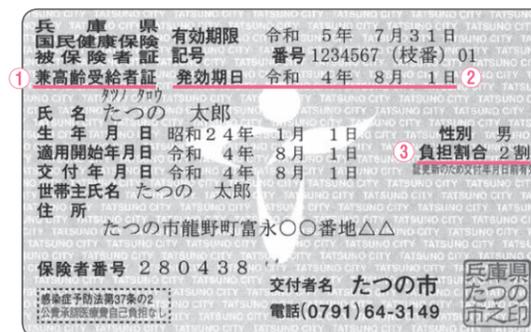
大学・専門学校、施設入所等で市外へ転出し親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。既に申請されている方も、被保険者証の更新に併せて再度申請が必要です。

#### ◇申請に必要なもの

- 学生証の写しまたは在学証明書（学生のみ）
- 施設入所等の証明書（施設入所者のみ）
- マイナンバーが分かるもの
- マイナンバーカード、免許証など顔写真入りの証明書等
- ※既に申請されている方で、申請後転居等により住所変更されている方は、住民票が必要です。

#### 国民健康保険証と高齢受給者証を一体化します

令和4年8月より70歳以上の加入者の利便性向上のため、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を1枚の証にまとめた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の交付が始まります。70歳以上の方のみ券面に発効期日・自己負担割合を記載しています。8月以降は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」1枚で受診できます。70歳未満の方の券面に変更はありません。



#### 70歳以上の方の「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」券面

- ① 「被保険者証兼高齢受給者証」と記載されます。
- ② 「発効期日」が記載されます。
- ③ 「負担割合」が記載されます。

#### 満70歳になられる方へ

70歳の誕生月の翌月から高齢受給者に該当されます。（1日生まれの方は、誕生月から該当となります）「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は、該当月の前月末までに郵送します。

- (例) 8月1日に生まれた方 ⇨ 8月から該当
- 8月2日～末日に生まれた方 ⇨ 9月から該当

#### ◇一部負担金の割合

一部負担金の割合は、2割負担となります。ただし、現役並み所得のある世帯の方は3割となります。令和3年中の所得により、一部負担金の割合を判定します。

▶ 国保医療年金課 (☎64・3149)

